

## 7. その他の資料

- (1) 水道災害相互応援協定
  - 1) 群馬県水道災害相互応援協定書
  - 2) 群馬県水道災害相互応援活動実施要綱
  - 3) 両毛地域水道事業管理者協議会水道災害相互応援に関する協定書
  - 4) 両毛地域災害用水道接続管位置図
  - 5) 災害時における水道施設の応急復旧の協力に関する協定書
  - 6) 群馬東部水道企業団施設及び災害時接続管位置図
- (2) 群馬東部水道企業団給水区域図
- (3) 応急給水等設備の設置個所及び設置数

## 7. その他の資料

### (1) 水道災害相互応援協定

#### 1) 群馬県水道災害相互応援協定書

##### (趣旨)

第1条 この協定書は、地震、異常渇水その他の水道災害において、群馬県及び県内各水道事業者（以下「会員」という。）が協力して実施する群馬県内及び他の都道府県における相互応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

##### (組織構成)

第2条 災害が発生した場合の相互応援体制は、別図の組織図による。

この協定に関する事項を円滑に推進するため、県内の会員を11地区（以下「地区」という。）に分け、地区を県央、西毛、東毛の3ブロック（以下「ブロック」という。）に分ける。

2 各地区及びブロックには、それぞれ代表都市及び副代表都市を置く。

3 前項の地区代表都市は、群馬県の各保健福祉事務所所在地市町を充て、地区副代表都市は各地区で選任する。

また、各ブロック代表都市及び各ブロック副代表都市は地区代表都市から選出し、県央ブロックについては、前橋市を代表都市とする。

4 群馬県（以下「県」という。）は、各ブロック代表都市と連携を密にし、必要ある場合は、他都道府県及び関係機関への応援要請等の連絡調整を行うものとする。

また、県は県内及び他の都道府県において水道災害が発生し、他都道府県及び関係機関からの要請に基づき、この協定に基づく応援活動を実施する場合は、ブロック代表都市に応援協力の要請を行うものとする。

5 この協定に基づく応援活動のとりまとめ、調整、資料交換等の事務局は、群馬県保健福祉部衛生食品課が担当し、群馬県企業局と連携のもとに行う。

##### (応援内容)

第3条 応援活動は原則として、被災会員の応急給水及び復旧計画に基づき、その指示（様式第1号）に従って作業に従事するものとする。

2 応援活動は、おおむね次のとおりとする。

(1) 応急給水作業

(2) 応急復旧工事

(3) 応急復旧用資機材の供出

3 前項第1号及び2号の作業期間は、原則として7日以内とし、継続する場合は被災会員、応援会員及び県の協議による。

4 他の都道府県等への応援活動は、前各項に準ずるものとする。

(応援要請等)

第4条 応援要請は原則として次の各号により行うものとする。

- (1) 被災会員は、所属する地区の代表都市へ応援を依頼する。
- (2) 地区代表都市は、地区内の他の会員に応援を要請し、さらに必要と認めたときは、ブロック代表都市に応援を要請する。
- (3) ブロック代表都市は、さらに必要と認めるときは、他のブロック代表都市に応援を要請する。
- (4) ブロック代表都市は、さらに必要と認めたときは、県へ応援を要請する。

(応援要請の手続)

第5条 被災会員が応援要請しようとするときは、次に掲げる事項を明らかにして、電話等迅速かつ正確に伝達できる手段により要請し、後日速やかに文書（様式第2号及び第3号）を提出するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 必要とする資機材、物資等の品目及び数量
- (3) 必要とする職種別人員
- (4) 応援期間
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) その他必要な事項

(応援体制)

第6条 応援会員が派遣する職員（以下「応援職員」という。）は、災害の状況に応じ必要な食料、被服、資材等を携行するものとする。

2 応援職員は、応援会員等の名を表示する標識を着用するものとする。

(被応援体制)

第7条 被応援会員は、災害の状況に応じ、応援職員の宿舎の斡旋、その他必要な便宜を供与するものとする。

2 被応援会員は、資機材等の応援を受ける場合、倉庫、保管場所等を確保し、これらを管理するものとする。

(費用負担)

第8条 応援に必要な経費は、法令等に別段定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

- (1) 応援給水、応援復旧、応援復旧用資機材に要する費用は、被応援会員が負担する。
- (2) 応援職員の派遣に要する経費は、応援会員が負担する。
- (3) 応援職員が応援業務により負傷し、病気にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援会員の負担とする。
- (4) 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、原則として、その損害が応援業務中に生じたものについては被応援会員が、また、被応援会員への往復途中に生

じたものについては応援会員がその賠償の責に任ずる。

2 前項各号の定めにより難いときは、関係会員等が協議して定めるものとする。

(応援物資等の調査)

第9条 会員は応援活動を円滑に行うため、次の各号に掲げる事項を毎年5月末日までに県に提出するものとする。

- (1) 連絡担当部課等（様式第4号）
- (2) 応急資機材の保有状況（様式第5号）
- (3) 応援に従事できる職員数（様式第6号）
- (4) 水道配管等の標準施工図又はこれに準ずるもの

2 県は前項の調査表を取りまとめ、整理のうえ会員に送付するものとする。

(協議)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

(訓練)

第11条 会員は、この協定に基づき相互応援が円滑に行われるよう、必要に応じて訓練を実施するものとする。

(実施期日)

第12条 この協定は、平成13年2月9日から実施する。

この協定の締結を証するため、本書1通を作成し、協定者が記名押印のうえ原本を県が保有し、その写しを各事業体が保有する。

平成13年2月9日

群馬県  
県内66市町村 2企業団

## 2) 群馬県水道灾害相互応援活動実施要綱

### 第1 通則

群馬県水道灾害相互応援活動（以下「応援活動」という。）については、群馬県水道灾害相互応援協定（平成13年2月9日締結。以下「協定」という。）のほか、この群馬県水道灾害相互応援活動実施要綱（以下「要綱」という。）に定めるところにより実施するものとする。

### 第2 目的

要綱については、協定の趣旨を堅持し、迅速で円滑な応援活動を実施するために必要な事項を定めるものとする。

### 第3 組織構成

#### 1 組織

災害が発生した場合の相互応援活動における組織構成は、別添1の組織図（以下「組織図」という。）のとおりとし、協定第2条により定められた組織構成は、当該組織図に置き換えて運用するものとする。

#### 2 区域区分

この要綱に定める事項を円滑に実施するため、県内の地方公共団体等を5ブロック（以下「ブロック」という。）に区分し、各ブロックを構成する地方公共団体等を構成員と称する。

#### 3 応援活動体系

この要綱に定める事項を円滑に実施するため、災害規模に応じた応援活動を3体系（以下「体系」という。）に区分する。

なお、この要綱において、ブロックを代表するものを選任した場合、この代表者を調整役と称し、調整役は、所属ブロック内の情報収集、所管事務のとりまとめ、関係機関との調整窓口としての事務を担うものとする。

##### （1）ブロック内応援活動

ブロック内応援活動は、構成員の所管する水道施設等が被災した場合において、被災構成員の属するブロック構成員間で相互連携し、必要な応援活動等を実施するものとする。

##### （2）ブロック間応援活動

ブロック間応援活動は、構成員の所管する水道施設等が被災した場合において、ブロック内応援活動では対応が困難であると判断した場合において、被災構成員、調整役、被災構成員の属するブロック以外の構成員及び県で相互連携し、必要な応

援活動等を実施するものとする。

(3) ブロック外応援活動

ブロック外応援活動は、構成員の所管する水道施設等が被災した場合において、ブロック間応援活動によっても対応が困難であると判断した場合又は県外の水道事業者等が被災し、国及び関係機関等から応援要請を受けた場合において、被災構成員、各ブロック調整役、県、国及び関係機関が相互連携し、必要な応援活動等を実施するものとする。

#### 第4 所管事務取扱要領

- 1 この要綱に基づき実施される応援活動等における事務の所管については、別添2の所管事務取扱要領（以下「要領」という。）によるものとする。
- 2 所管事務の実施に必要となる調書等は、要領に定める様式を用いるものとする。  
なお、協定に定められた様式は、当該様式に置き換えて運用するものとする。

#### 第5 応援内容

- 1 応援活動は、協定第3条の規定により行うものとし、協定第3条における「被災会員」を「被災構成員」に、「応援会員」を「応援構成員」にそれぞれ読み替える。
- 2 協定第3条第1項における従事作業については指示のほか、要請を加えるものとする。
- 3 協定第3条第3項における協議者は体系別に以下のとおりとする。

(1) ブロック内応援活動

被災構成員、調整役、応援構成員、県

(2) ブロック間応援活動

被災構成員、調整役、応援構成員、県

(3) ブロック外応援活動

被災構成員、調整役、県、関係機関（県内被災の場合）

県、応援構成員、関係機関（県外応援要請の場合）

#### 第6 応援体制

応援体制は、協定第6条の規定により行うものとし、協定第6条における「応援会員」を「応援構成員」に、「応援職員」を「応援活動職員」にそれぞれ読み替える。

#### 第7 被応援体制

- 1 被応援体制は、協定第7条の規定により行うものとし、協定第7条における「被応援会員」を「被災構成員」に、「応援職員」を「応援活動職員」にそれぞれ読み替える。
- 2 協定第7条第2項における倉庫、保管場所等の管理者について、被災構成員から選

任された応援活動職員を加えるものとする。

## 第8 費用負担

費用負担は、協定第8条の規定により行うものとし、協定第8条における「被応援会員」を「被災構成員」に、「応援職員」を「応援活動職員」に、「応援会員」を「応援構成員」に、「応援業務」を「応援活動」に、「関係会員」を「関係構成員」にそれぞれ読み替える。

## 第9 応援物資等の調査

- 1 応援物資等の調査は協定第9条の規定により行うものとし、協定第9条における「会員」を「構成員」に、「水道配管等」を「水道施設等」にそれぞれ読み替える。
- 2 協定第9条第1項第2号における保有状況調査に応援物資を加えるものとする。
- 3 協定第9条第1項第3号における従事職員数調査に職種を加えるものとする。

## 第10 協議

この要綱の実施に関し必要な事項又は協定、要綱、要領に定めのない事項については、その都度、関係構成員等で協議して定めるものとする。

## 第11 訓練

訓練は、協定第11条の規定により行うものとし、協定第11条における「会員」を「構成員」に読み替える。

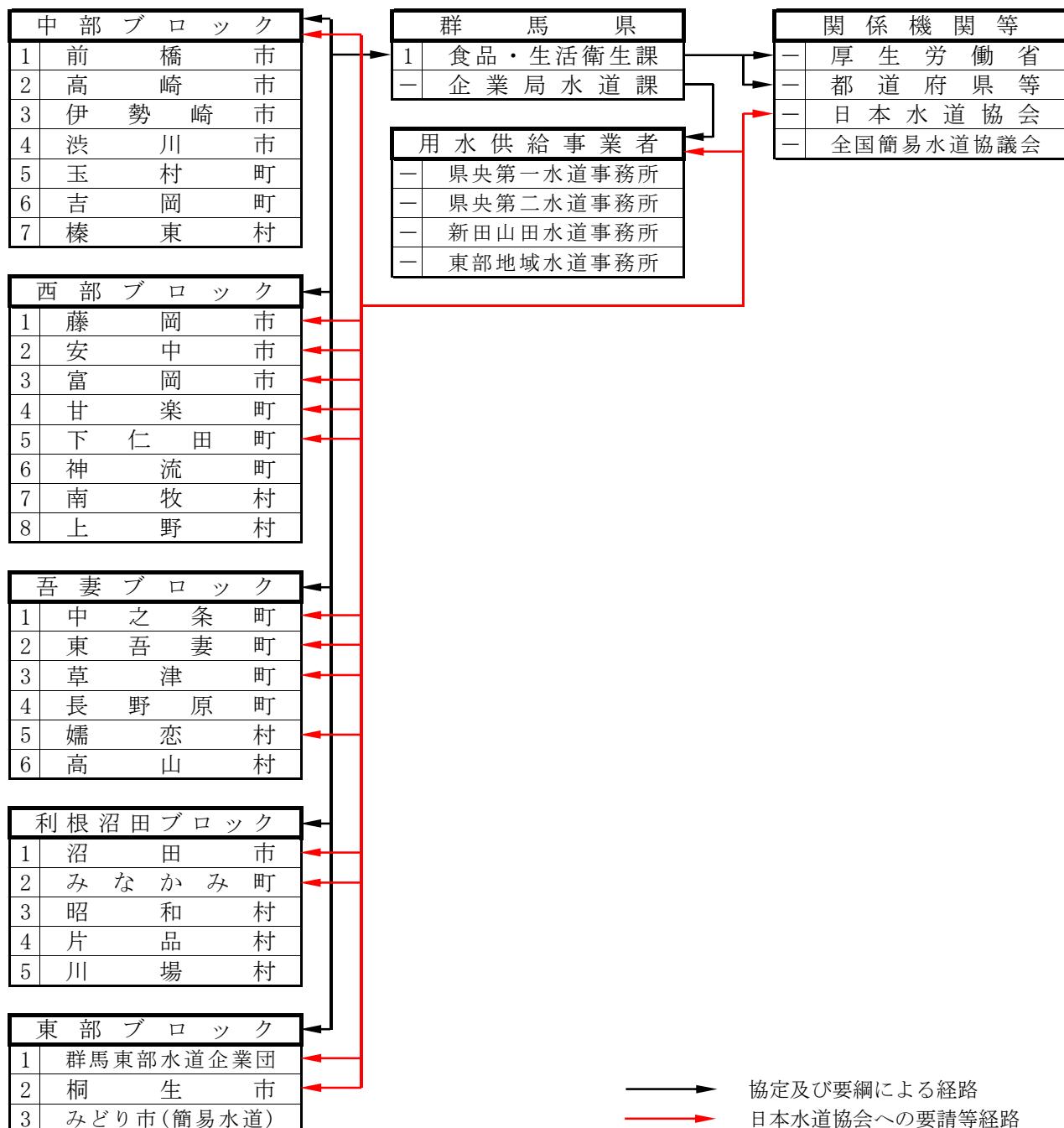
## 附 則

この要綱は平成28年 6月 1日から施行する。

別添1

群馬県水道災害相互応援活動実施要綱 組織図

< 区域区分 >



※1 構成員名左の番号は、ブロック内の調整役選任順位とする。

※2 調整役を選任する必要が生じた場合は、次に掲げる事項に基づき選任するものとする。

(1) ブロック内の複数構成員が被災した場合は、被災構成員以外で最上位の構成員を調整役とする。

(2) ブロック内のすべての構成員が被災した場合は、最上位の構成員を調整役とするものとする。

(3) ブロック内構成員の協議により選任する場合は、(1)及び(2)の限りではない。

### 3 ) 両毛地域水道事業管理者協議会水道災害相互応援に関する 協定書

この協定は、両毛地域水道事業管理者協議会（以下「協議会」という。）を構成する、桐生市、足利市、佐野市及び群馬東部水道企業団との間において水道災害時における相互応援について必要な事項を定めるものとする。

#### （応援の内容）

第1条 協議会が行う応援活動は、次のとおりとする。

- (1) 応急給水作業
- (2) 応急復旧作業
- (3) 応急復旧等に必要な資材の提供
- (4) 作業に必要な車輌及び機械等の提供

2 協議会は、前項に定めるもののほか、特に応援要請のあった事項についても、これに応ずるよう配慮するものとする。

#### （応援体制の連絡）

第2条 協議会は、災害時の応援が円滑に行われるようあらかじめ連絡担当課を定め、毎年4月末日までに相互に連絡交換するものとし、応援の要請、その他の構成団体（以下「団体」という。）への連絡は、当該連絡担当課を通して行うものとする。

#### （応援要請）

第3条 災害時において応援を受けようとする団体は、次の事項を明らかにした文書をもって要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、この限りでない。

- (1) 被害の状況
- (2) 第1条第1項第1号及び第2号に規定する給水量、応援の人数及び期間等
- (3) 第1条第1項第3号及び第4号に規定する品名、規格及び数量等
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) その他必要な事項

#### （応援活動）

第4条 応援を受ける団体は、対策本部を設け、その中に応援担当の責任者を置くものとする。

2 応援をする団体は、前項の責任者と密接な連携のもとに応援活動を進めるとともに、応援職員の職種及び人数等を明確にするため、応援職員等一覧表を作成し、応援を受ける団体へ送付するものとする。

#### （費用の負担）

第5条 第1条に規定する応援に要した費用の負担は、法令その他特別に定めがあるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 第1条第1項第1号及び第2号に規定する応援に要した費用は応援を受けた団体の負担とすること。ただし、職員の応援に要した費用（旅費・時間外勤務手当を除く。）は、応援をした団体の負担とすること。

(2) 第1条第1項第3号に規定する応援に要した費用は、応援を受けた団体の負担とすること。

(3) 第1条第1項第4号に規定する応援に要した費用のうち応援期間中の車輛及び器材の燃料費並びにこれらの修繕費は、応援を受けた団体の負担とすること。

(協定期間)

第6条 協定期間は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までとする。ただし、期間満了までに協議会いずれの団体からもなんらの意思表示がないときは期間満了の日の翌日から1年間協定期間を延長するものとし、以後も同様とする。

(既存協定の失効)

第7条 平成18年7月11日付で桐生市、太田市、館林市、みどり市、足利市及び佐野市が締結した水道災害相互応援に関する協定は、この協定の締結日をもって、その効力を失する。

(協議)

第8条 この協定の実施に関し、必要な事項は、その都度協議会が協議して定めるものとする。

上記協定締結の証として、本協定書4通を作成し、各団体の長記名押印のうえ、おのおの1通を保有する。

平成28年4月1日

桐生市長

亀山 豊文

足利市長

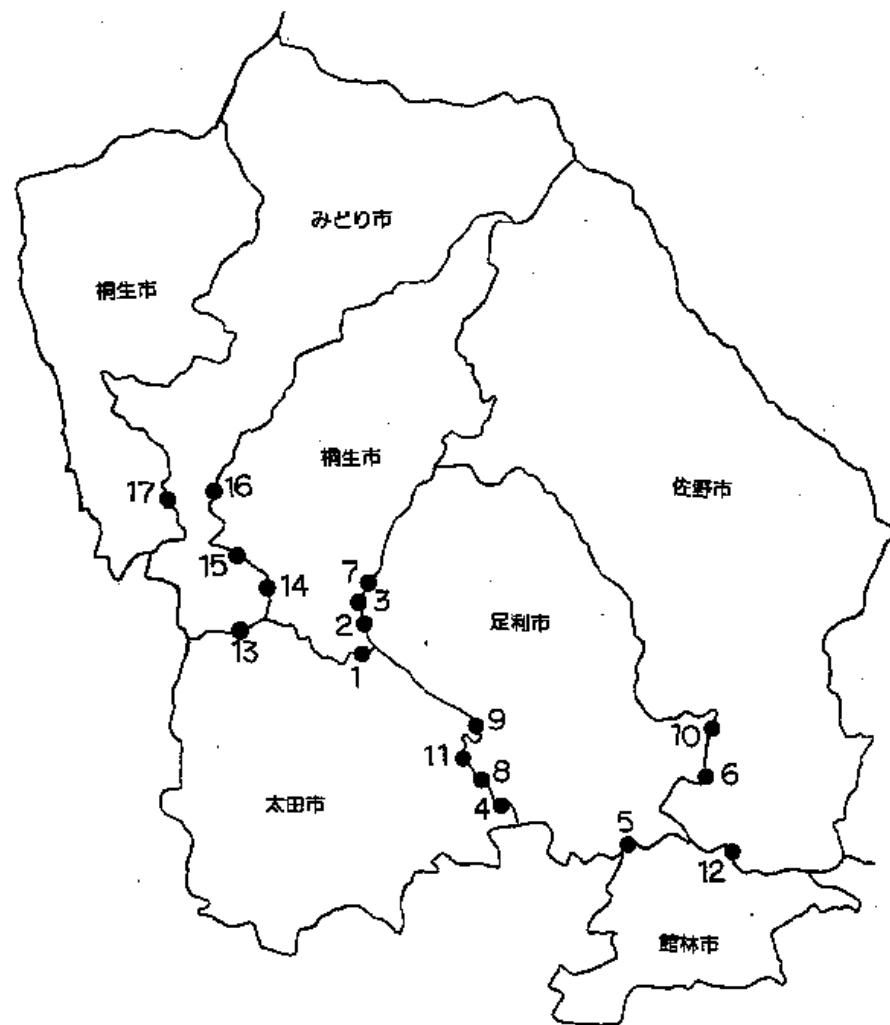
和泉 聰

佐野市長

岡部 正英

群馬東部水道企業団企業長 清水 聖義

#### 4) 両毛地域災害用水道接続管位置図



1	桐生市広沢町(Φ150)～ <b>太田市吉沢町(Φ100)</b>	10	佐野市並木町(Φ100)～足利市稻岡町〈稻岡橋〉(Φ100)
2	桐生市境野町(Φ150)～足利市小俣町〈境橋〉(Φ150)	11	足利市南大町(Φ300)～ <b>太田市植木野町(Φ300)</b>
3	桐生市境野町(Φ150)～足利市小俣町〈白髭〉(Φ150)	12	佐野市下羽田町(Φ100)～ <b>館林市下早川田町(小羽田橋)</b> (Φ100)
4	<b>太田市沖之郷町(Φ100)</b> ～足利市藤本町(Φ100)		
5	足利市高松町(Φ150)～ <b>館林市日向町(足森橋)</b> (Φ150)	13	<b>太田市藪塚町(Φ100)</b> ～ <b>みどり市笠懸町阿左美(Φ100)</b>
6	足利市寺岡町(Φ150)～佐野市免鳥町(Φ150)	14	桐生市広沢町(Φ75)～ <b>みどり市笠懸町阿左美(Φ75)</b>
7	桐生市菱町(Φ100)～足利市小俣町〈入小屋〉(Φ100)	15	桐生市相生町(Φ100)～ <b>みどり市笠懸町阿左美(Φ100)</b>
8	<b>太田市矢場町(Φ100)</b> ～足利市里矢場町(Φ150)	16	桐生市川内町(Φ150)～ <b>みどり市大間々町高津戸(Φ150)</b>
9	<b>太田市市場町(Φ200)</b> ～足利市中川町(Φ200)	17	桐生市新里町新川(Φ125)～ <b>みどり市大間々町桐原(Φ125)</b>

※太字は企業団管内の接続

## 5) 災害時における水道施設の応急復旧の協力に関する協定書

群馬東部水道企業団（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）は、  
地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）の発生時における水道施設等の応急復旧工事等  
(以下「応急復旧」という。)について、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、群馬東部水道企業団給水区域内に災害が発生し、水道施設等が被災したとき  
及び他市町村で発生した災害で群馬東部水道企業団が応援要請を受けたときにおいて、被災住民  
に飲料水を提供するための水道施設の早期復旧に関し必要な事項を定めるものとする。

### （協力要請）

第2条 甲は、被災した水道施設等の応急復旧について、乙に協力を要請することができる。

2 前項の規定による要請を行う場合は、文書又は口頭等により、復旧工事の内容、日時、場所、  
必要な人員及び資機材等を明らかにするものとする。

### （協力）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、速やかに応急復旧について協力するものと  
する。

### （現場指揮）

第4条 甲は、応急復旧に関し必要な現場指揮等を行なうものとする。

### （事前準備）

第5条 乙は、甲の協力要請に速やかに対処できるよう、組合員の動員体制、資機材の保有状況を  
把握しておくものとする。

### （費用負担）

第6条 甲は、乙が応急復旧に要した次の費用を負担するものとする。

- (1) 人件費
- (2) 車両等機材の借上料
- (3) 協力要請により使用した乙の組合員の保有する資材費
- (4) その他応急復旧に要した費用

### （費用請求）

第7条 乙は、前条の費用について甲の積算基準により算定した額を一括して甲に請求するものと  
する。なお、費用の算定について特に必要がある場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(労災補償及び損害賠償)

第8条 応急復旧において、乙の組合員及びその従業員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙の組合員が加入している労災保険等により補償するものとする。

2 応急復旧により、第三者に損害を与えた場合は、甲乙協議のうえ対処するものとする。

(訓練)

第9条 甲及び乙は、災害発生時における応急復旧を速やかに行えるよう必要に応じて訓練を実施するものとする。

(他市町村の応援要請)

第10条 甲は、他の市町村で発生した災害についても、この協定に準じて乙に協力を要請することができる。

(定めのない事項等の決定)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、そのつど甲乙協議のうえ定めるものとする。

(協定期間)

第12条 この協定期間は、平成28年12月21日から平成29年3月31日までとする。

ただし、期間満了の3箇月前までに、甲乙いずれかの申し出がない限り、この協定は更に1年間延長されたものとし、以後の期間についても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成28年12月21日

締結先一覧

太田市管工事協同組合

館林管工設備協同組合

みどり市管工事協同組合

みどり市水道組合

板倉町指定水道工事店組合

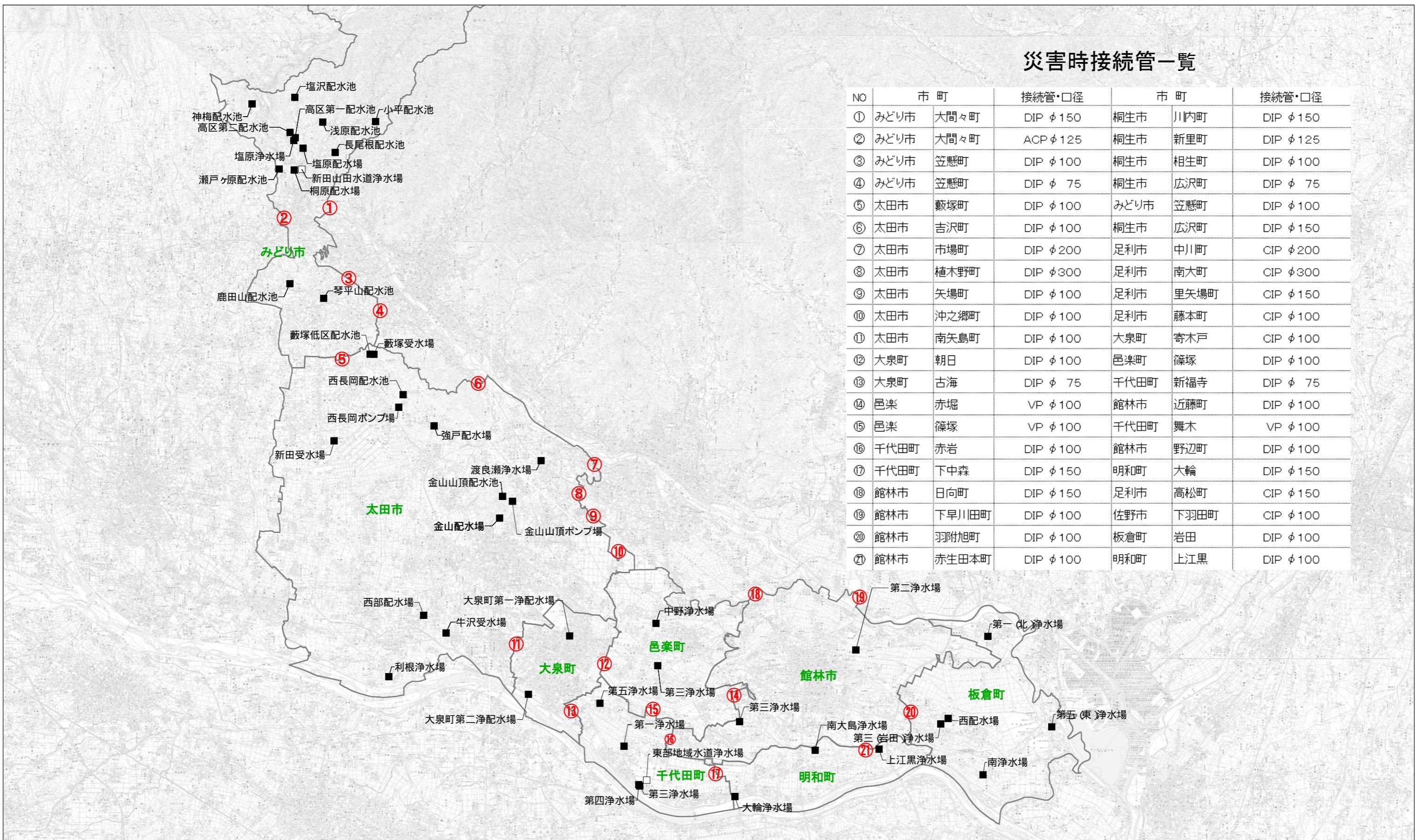
明和町水道組合

千代田町水道組合

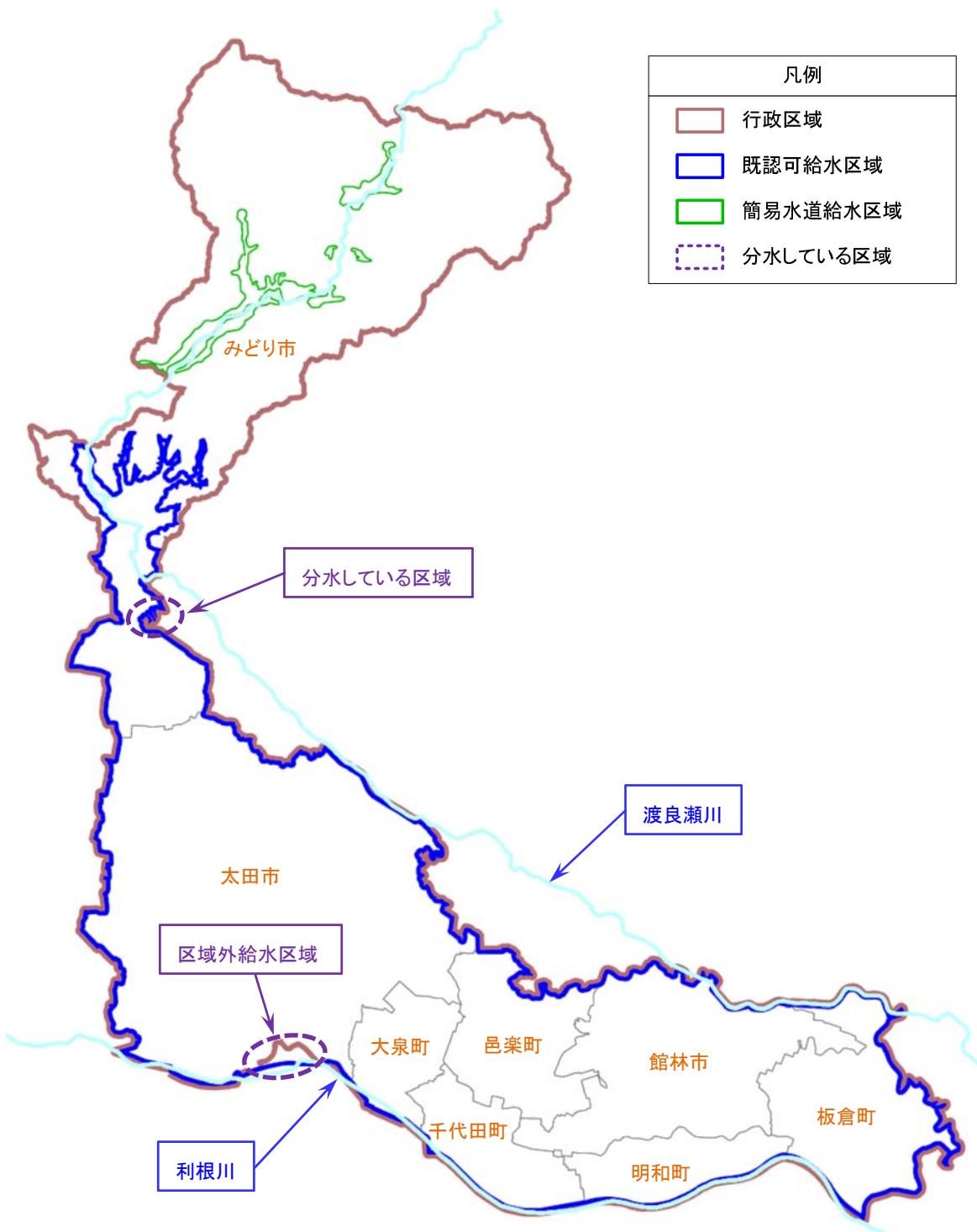
大泉町水道指定工事店協同組合

邑楽町管工事組合

## 6) 群馬東部水道企業団施設及び災害時接続管位置図



## (2) 群馬東部水道企業団給水区域図



### (3) 応急給水等設備の設置箇所及び設置数

平成30年3月31日現在

応急給水等設備	設置箇所	規格/容量	台数	備考
緊急用浄水装置	太田本所	-	2台	2,000ℓ/h
	みどり市内各小中学校	-	11台	2,000ℓ/h
緊急用飲料水タンク	太田本所浜町倉庫	0.5t	8台	
		1.0t	1台	
		1.8t	2台	
	館林第二浄水場	0.5t	4台	
		2.0t	2台	
	板倉東浄水場	0.5t	2台	
	明和南大島浄水場	1.0t	2台	
	大泉第二浄水場	0.5t	3台	
	邑楽第三浄水場	1.5t	1台	
	みどり塩原浄水場	1.0t	1台	
		2.0t	1台	
非常時用飲料給水施設 給水栓 (飲料・消火用)	太田市東山公園親水広場	-	4箇所	金山配水池の水を使用
給水車	太田本所浜町倉庫	2t	1台	
		4t	1台	
	館林第二浄水場	2t	1台	
		4t	1台	
	緊急作業車	2t	2台	
非常用保存飲料水	太田本所浜町倉庫	500ml	15,408本	ペットボトル
		500ml	4,176本	
		500ml	1,440本	
		500ml	1,440本	
	給水袋	6L	3,500枚	
		10L	144枚	
		6L	5,000枚	
		6L	3,000枚	
		10L	5,000枚	



## 平成29年度 群馬東部水道企業団水道事業年報

---

平成30年8月31日発行

監修 群馬東部水道企業団  
〒373-0853 太田市浜町11番28号  
電話 0276(45)2734 FAX 0276(48)1109

発行者 株式会社 群馬東部水道サービス  
〒373-0853 太田市浜町11番28号  
電話 0276(30)3350 FAX 0276(30)0552

---